

政策評価のチェックの重点化について（案）

平成22年3月19日

- 1 現在は、①目標が数値化等により具体化されているかなど評価に求められる要件を満たしているかどうかの点検（やり方点検）、②評価結果を導く理論が明確であるかなど評価の内容が妥当なものとなっているかどうかの点検（内容点検）を全体的に実施している。

- 2 今後は、予算編成に関連が深い評価に基本的に点検対象を特化することとし、以下の評価について重点的に点検を行うこととする。点検を効果的なものとするための方策については引き続き検討する。
 - ① 公共事業に係る評価

 - ② 政策達成目標明示制度の下で定められた政策達成目標に密接に関連する政策に係る評価
(注) 政策達成目標明示制度の仕組みが定まり、当該制度の下で定められた政策達成目標に密接に関連する評価が明確になっていることが前提である。

 - ③ 成果重視事業に係る評価

 - ④ 租税特別措置に係る評価
(注) 事前評価の義務付けに向けて検討中である。

 - ⑤ 規制の事前評価
(注) 予算編成とは直接の関連はないが、規制の新設・改廃は、国民生活や社会経済に大きな影響を与えることになるため、点検の対象とする。